旧アール・ディエンジ・ニアリング・最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画 (変更案)について

旧RD最終処分場に起因する生活環境保全上の支障除去または発生防止の対策事業は、産廃特措法に基づき事業実施計画を策定し、平成25年3月に環境大臣の同意を得て、総額70億円の事業費で二次対策を実施している。

産廃特措法に基づき環境大臣が定める基本方針では、事業区域、支障除去の方法、事業期間、 事業費の変更等を行う場合は、実施計画の変更を行うこととされている。

今般、当初想定できなかった大型の鋼材等、施工上支障となる廃棄物が出土し、その対策に費用を要することが見込まれることから、実施計画の事業費を変更することが必要となった。

実施計画を変更するにあたり、産廃特措法第4条第4項に基づきあらかじめ審議会のご意見を伺いたい。

1.二次対策の概要と進捗状況 資料1

二次対策は、平成 25 年度に着手し、平成 32 年度までの 8 年間で工事を、その後平成 34 年度までの 2 年間にモニタリングを実施する予定。

現在、底面遮水工など地下水への汚染拡散防止措置を実施計画に沿って順次実施。 平成30年度からは有害物掘削除去区画の有害物の掘削除去を本格的に実施する予定。

2 . 実施計画の主な変更箇所と変更理由 資料 2

(1) 有害物掘削除去に係る矢板設置工法について

変更箇所

- 第2章 支障の除去等の措置に関する基本的な方向
 - 4 支障除去等の基本的な考え方
 - (4)支障の除去等の実施方法

【二次対策】の「イ 工法の抽出および選定」に、

「矢板切梁工法の矢板設置工法は、大型の鋼材や大きなコンクリート殻等、施工に支障 となる廃棄物が埋められていても対応可能な工法(全旋回オールケーシング工法+砂置 換+バイブロハンマ工法等)で行う」を加える。

変更理由

廃棄物土中に含まれる有害物から地下水への汚染拡散の恐れを除去するため、基準超過した有害物を掘削除去することとし、有害物が浅い場所にある区画はオープン掘削で、深い場所にある区画は矢板もしくはケーシング(鋼管)を設置して掘削除去する予定。

これまで実施した工事箇所で、想定外の大型の鋼材や大きなコンクリート殻等が出土したことから、矢板を設置した掘削除去を予定している区画にも大型の鋼材等が埋立てられていることが見込まれる。

このため、学識経験者等の意見も聴いた上で、事業費は大幅に増えるが、大型の鋼材等が あっても唯一矢板設置が可能な工法に変更する。

(2) 事業に要する費用の総額について

変更箇所

第3章 支障除去等事業の内容に関する事項

- 3 費用等
 - (1) 二次対策事業に要する費用を、総額「約70億円」から「約81億円」に変更する。

二次対策概算費用

区分	費目	計画変更前事業費 (百万円)	計画変更後事業費 (百万円)	変更増減額 (百万円)
工事	本工事費	3,950	5,588	1,638
	委託料 (廃棄物運搬·処分費)	2,000	1,764	236
管理作業費	水処理施設運転·管理費	600	515	85
	モニタリング費	400	199	201
事務費	庁費等	50	14	36
合計		7,000	8,080	1,080

施工監理費は本工事費に含む。

变更理由

有害物掘削除去に係る矢板設置工法の変更のほか、廃棄物の掘削・選別除去に際して、 廃棄物土の性状や地盤状況が当初の想定と異なること等により事業費を変更する。 減額となる要素も含めて全体事業費を見直したところ、約11億円の増額が見込まれることから、事業費を約81億円に変更する。

(3) 元従業員に対する措置命令の取消について

変更箇所

第4章 処分を行った者等に対し県が講じた措置

- 1 これまでに県が講じた措置
 - (2) 旧RD社等に対する措置命令の発出において、<u>元従業員1人に対する措置命</u> <u>令を取り消したことを追加する。</u>

変更理由

元従業員1人にも措置命令を発していたが、その後に関係書類等を精査したところ不適正 処分への関与が認められなかったことがわかり、措置命令を取り消したため。

(4) その他

一次対策が完了したこと、追加調査により新たにわかったこと等について、記述を 時点修正する。

主な変更事項

- ・一次対策工事で掘削した結果、東側焼却炉周辺から79個のドラム缶を確認したこと。
- ・沈砂池として利用していたため調査できなかった箇所について、沈砂池の機能が不要になったことから、ボーリング調査を追加実施したところ、地山の状況や土壌の汚染に係る環境基準値を超過した箇所を確認したこと。
- ・D・E工区においてボーリング調査を追加したところ、粘性土層の欠損範囲が想定より広がっていることを確認したこと。
- ・事業の対象地については、順次担保権の抹消等権利関係の整理と地権者との寄付交渉 を行い、平成 26 年度にすべて県有地化したこと。

3.実施計画(変更案)について

- ・資料3-1 実施計画変更箇所一覧表
- ・資料3-2 実施計画(平成29年度変更案)
- ・資料3-3 実施計画(平成29年度変更案)新旧対照表
- ・ 資料3-4 過去の実施計画に対する環境審議会および栗東市の意見

4.今後の予定等ついて

8月22日(火) 環境審議会廃棄物部会 実施計画変更案 審議

9月15日(金) 環境審議会廃棄物部会の実施計画変更案に対する意見(案)審議

9月下旬 環境審議会の意見回答

10月 常任委員会 実施計画変更案の審議

11月 環境省 実施計画変更申請

12月 環境省 実施計画変更 環境大臣同意

2月 定例会議 平成30年度当初予算案および工事変更契約議案提出

平成30年度~ 有害物掘削除去区画の矢板設置工事等 本格着手

(参考)

- 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法 (平成15年6月18日法律第98号)
 - 第4条 都道府県又は政令市(以下「都道府県等」という。)は、基本方針に即して、当該都道府県等の区域 (都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある政令市の区域を除く。以下同じ。)内における 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を定める ことができる。
 - 4 都道府県等は、<u>実施計画を定めようとするときは、あらかじめ</u>、環境基本法 (平成5年法律第91号) 第43条又は第44条の規定により置かれる<u>審議会</u>その他の合議制の機関及び関係市町村<u>の意見を</u> 聴くとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。
 - 8 第3項、第4項及び前2項の規定は、実施計画の変更について準用する。
 - 第6条 特定支障除去等事業につき都道府県等が必要とする経費については、地方財政法 (昭和23年 法律第109号)第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とする ことができる。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成三十四年度まので間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針

- 三 その他特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に配慮すべき重要事項
- 5 実施計画の変更

都道府県等は、実施計画変更について、特定支障除去等事業を行うべき区域、支障除去等の方法、 事業期間、特定支障除去等事業に要する費用等の変更等を行う場合には、特別措置法に基づく必要 な実施計画変更を行うこととする。